

京都市告示第308号

計量法第21条第1項の規定に基づき、ひょう量500キログラム以下の質量計について、次のとおり定期検査を行います。

平成22年11月30日

京都市長 門川 大作

- 1 定期検査を行う区域
北区，上京区，東山区，右京区及び伏見区
- 2 定期検査の実施の期日
平成23年1月4日から平成23年12月28日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。
- 3 定期検査の実施場所
市長が指定する場所

(計量検査所)